

工事費内訳書の提出要領

(対象工事)

第1条 工事費内訳書(別記様式第1号)の提出を求める建設工事は、予定価格が130万円を超えるもののうち、競争入札に付すものとする。

(提出方法)

第2条 入札参加者は、留萌市契約規則(昭和40年規則第29号)第2条に規定する契約担当者(以下「契約担当者」という。)が指定する方法により、初度入札の際に工事費内訳書を提出する。

(提出の確認)

第3条 契約担当者は、当該入札参加者の工事費内訳書の提出及び同書への記入を確認するものとする。

(入札の無効)

第4条 契約担当者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

- (1) 工事費内訳書が未提出である場合
- (2) 提出された工事費内訳書が未記入である場合
- (3) 前2号のほか、工事費内訳書に重大な不備がある場合

(記載内容の確認)

第5条 契約担当者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、工事費内訳書の記載内容を確認するものとする。

- (1) 落札業者が不良・不適格な業者と疑われるにいたった場合
- (2) 低入札価格調査制度対象の入札の場合
- (3) 当該入札において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合

(公正取引委員会への提出)

第6条 契約担当者は、前条第3号の場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成14年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 平成21年5月1日から平成22年3月31日までの間は、第1条中「1千万円」とあるのは、「3千万円」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

工事費内訳書

留萌市長様

(入札者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

入札執行日 年 月 日

工事名

工種等	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
工事価格(入札金額)					

注1 金額には消費税および地方消費税相当額を含めないこと。

注2 値引き額の記載は行わないこと。

注3 「工事価格(入札金額)」は入札書記載金額と一致すること。

注4 この様式のほか、北海道の取扱いに準じた様式により提出することができる。

